

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会成年後見人等の報酬等費用助成要綱

令和3年9月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会(以下「荒川区社協」という。)が、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬等の支払いに要する費用を助成することにより、成年後見制度の利用を促進し、もって荒川区民の権利擁護の推進及び地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付対象者(以下「助成対象者」という。)は、成年後見人等が選任された成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」という。)であって、次の第1号から第3号の全てに該当する者又は荒川区社協会長(以下「会長」という。)が認める者とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者

- ア 荒川区内に住所を有する者。ただし、荒川区内の施設等への入所、入居等に伴い荒川区に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の実施機関が荒川区以外の区市町村(長)となっている者を除く。
- イ 荒川区内に住所を有しない者のうち、荒川区外の施設等への入所、入居等に伴う荒川区からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関又は障害者総合支援法の実施機関が荒川区(長)となっている者

(2) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である者又は成年被後見人等の属する世帯の収入及び資産から生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により算定した最低生活費を控除して得た額が、次条に定める経費の合算額に満たない者

(3) 成年後見制度の利用を援助する他の助成制度を利用していない者

- 2 前項の規定にかかわらず、区市町村長が後見開始の審判請求を行った者(会長が特に認める者を除く。)及び親族が成年後見人等に選任されている者については、本助成の対象外とする。
- 3 家庭裁判所の報酬付与審判(以下「報酬付与審判」という。)後、第4条に規定する申請を行う前に成年被後見人等が死亡した場合又は報酬付与審判が成年被後見人等の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。
- 4 前項の場合において、当該報酬付与審判に係る成年被後見人等が、死亡時に第1項に掲

げる要件に該当していなければならない。

(助成対象経費及び交付額)

第3条 助成金の交付額は、荒川区社協の予算の範囲内とし、その交付額は次の各号に掲げる額を合算した額の範囲内において会長が定める額とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第862条(第876条の5第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による成年後見人等に対する報酬であって、報酬付与審判において決定された額(荒川区に住民登録を有することとなった日以前の分に係る報酬額を除く。)のうち、会長が認めた額

(2) 成年後見人等の事務の遂行に必要な費用(以下「事務費」という。)のうち、会長が認めた額

(助成金の交付申請)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、報酬付与審判の決定がなされた日の翌日から起算して180日以内に、成年後見人等の報酬等に係る費用助成金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて会長に申請するものとする。

(1) 登記事項証明書謄本

(2) 報酬付与審判書の写し

(3) 成年被後見人等の属する世帯全員の所得の状況を明らかにした書類及び財産目録

(4) 成年後見等事務報告書の写し

(5) 事務費の内訳を明らかにした書類(領収書等を含む。)

(6) 成年被後見人等の住民票の写し

(7) 成年被後見人等の生活保護受給証明書又は住民税非課税証明書

(8) その他会長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、住民登録が荒川区以外の場所であるときに後見開始の審判等の確定を受けた者については、同項中「報酬付与審判の決定がなされた日」とあるのは、「報酬付与審判の決定がなされた日又は荒川区に住民登録を有することとなった日のうちいずれか遅い方の日」と読み替えて適用することとする。

3 成年後見人等は、成年被後見人等に代わって第1項の規定による申請を行うことができる。

(助成の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定した場合にあっては成年後見人等の報酬等に係る費用助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、助成金を交付しないことを決定した場合にあっては成年後見人等の報酬等に係る費用助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成条件)

第6条 会長は、この助成金の交付に際して、必要な条件を付すことができる。

(助成金の請求)

第7条 第5条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、助成金の交付を請求するときは成年後見人等の報酬等に係る費用助成金請求書（別記第4号様式）を会長に提出するものとする。

2 会長は、第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに受給者に助成金を交付するものとする。

(届出)

第8条 受給者は、次の各号のいずれか（成年後見人等が受給者である場合は、第2号に限る。）に該当するときは、成年後見人等の報酬等に係る費用助成金変更届（別記第5号様式）に、変更内容を明らかにする書類を添えて、速やかに会長に届け出なければならない。

(1)受給者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき、又は受給者の資産状況及び生活状況に著しい変化があったとき。

(2)受給者が住所又は氏名を変更したとき。

(3)受給者の属する世帯の状況等に変更があったとき。

(4)受給者の成年後見人等が変更になったとき。

(5)その他会長が必要と認めるとき。

(受給資格の消滅)

第9条 会長は、前条の規定による受給者からの届出等により、当該受給者が第2条第1項の規定に該当しなくなったと認めるときは、成年後見人等の報酬等に係る費用助成金受給資格消滅通知書（別記第6号様式）により当該受給者に通知する。

(助成金の返還)

第10条 会長は、前条の規定による通知をした場合において、当該受給者の資産状況又は生活状況の変化により資力が回復したと認められ、かつ、資力が回復した以後に交付した助成金があると認めるときは、当該受給者に対して当該助成金の返還を求めるものとする。

2 会長は、助成金交付後に成年被後見人等である受給者が死亡した場合において、当該受給者に相続財産があることが判明したときは、当該受給者の相続人に対し、助成金の返還を求めるものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 会長は、受給者が次の各号に該当する場合は、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、その旨を受給者に通知するものとする。

(1)後見人等の報酬の助成に関し、虚偽の申出をしていたとき。

(2)助成金を他の用途に使用したとき。

(3)その他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(4)助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付決定に基づ

く命令に違反したとき。

(不正利得の返還)

第12条 会長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。